

原議保存期間30年
(平成53年12月31日まで)

警察庁丙組犯収発第3号、丙捜二発第12号
平成23年4月28日
警察庁刑事局長

各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に係る留意事項等について

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第31号。以下「改正法」という。)が、別添1(新旧対照条文については、別添2)のとおり本日公布された。改正法の概要及び留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、以下本通達において、改正法による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律を「新法」という。

記

第1 改正法の概要

1 特定事業者の追加(新法第2条関係)

(1) 内容

顧客に対し、自己の電話番号を当該顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての又は当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する役務を提供する業務を行う者(電話転送サービス事業者)を特定事業者に加えることとした。

(2) 趣旨

警察が検挙した振り込め詐欺事件のうち、平成21年中は5,669件中2,202件(38.8%)、平成22年中は5,189件中1,723件(33.2%)において、電話転送サービス事業者が悪用されている実態があることから、新法においてこれを特定事業者に追加するもの。

なお、特定事業者となるのは、「自己の電話番号」を顧客に貸し出して転送するサービスを行っている者に限られ、NTT等が現に行っている「顧客の電話番号」を転送するサービスのみを行う者については、特定事業者とならない。

2 取引時の確認事項の追加等(新法第4条関係)

(1) 内容

特定事業者(弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士等を除く。以下同じ。)が、顧客等との間で、一定の取引を行うに際しては、本人特定事項に加え、取引を行う目的、職業等を確認しなければならないこととした。さらに、犯罪による収益の移転防止のために厳格な顧客管理を行う必要が特に高いと認められる取引を行うに際しては、これらの事項に加え、資産及び収入の状況を確認

しなければならぬこととした。

(2) 趣旨

現行法においては、疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するか否かを判断するに当たり、特定事業者は、顧客等が行った取引の額・頻度等の取引の態様や、顧客等から任意に聴取した事項によるほかなかったところであるが、特定事業者において、疑わしい取引をよりの確に把握できるようにするため、新法において取引時の確認事項を追加するもの。

3 罰則の強化（新法第26条から第28条まで関係）

本人特定事項の虚偽申告、預貯金通帳の不正譲渡等に係る罰則を強化することとした。

4 施行期日

1及び2については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「全部施行日」という。）から、3については、公布の日から起算して1月を経過した日（平成23年5月28日。以下「一部施行日」という。）から施行することとした。

第2 留意事項

1 改正法により電話転送サービス事業者が特定事業者に加わることを踏まえ、引き続き当該事業者を悪用した振り込め詐欺等の実態を把握する必要があることから、別に定めるところにより、実態把握に努めるとともに、警察庁へ報告すること。

2 第1の4のとおり、一部施行日から施行されるのは、罰則の強化に係る部分等に限られ、罰則の条項の移動を含めたその他の部分については、全部施行日から施行される（改正法附則第1条第2号。一部施行日から全部施行日までの間（以下「一部施行期間」という。）における罰則の適用条項については、別添3の新旧対照条文を参照のこと。）ことに留意すること。

したがって、例えば、現行法第25条が定める本人特定事項の虚偽申告については、一部施行期間においては、改正法により懲役刑が設けられるなどの改正がなされた罰則が、引き続き、第25条として適用されることになり、条項の移動により第26条として適用されるのは、全部施行日以後となる。

資料 （略）

別添1 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第31号）

別添2 新旧対照条文（全体）

別添3 新旧対照条文（一部施行期間における罰則関係）